

第4章 国による推進方策

1. 計画的整備の推進

今後、地方公共団体が、老朽化した学校施設等に係る中長期的な整備計画の策定を迅速かつ効果的に進められるよう、国は、地方公共団体に対して、参考となるひな形や留意点を提示するなど、整備計画の策定を支援する必要がある。また、教職員や地方公共団体職員が、日常的な維持修繕に適確かつ容易に取り組めるよう、その留意点や工夫すべき点を紹介するなど、地方公共団体の取組を支援することが求められる。

さらに、教育委員会における施設担当技術職員の数が不足していることを踏まえ、地域の実情に応じ、技術面でもサポートできる体制を築いていくことも必要である。

2. 長寿命化の推進

技術的知見の少ない地方公共団体でも円滑に長寿命化を推進することができるよう、国は、長寿命化改修や工期短縮の具体的手法、改修・改築時期の目安、コストの事例などを体系的に整理した手引の作成や先導的な事例に対する支援を行うとともに、ライフサイクルコストを簡易に計算できるツールを開発することなどが必要である。

また、地方公共団体が、教育環境の質的向上や省エネルギー化、バリアフリー化などの現代の社会的要請への対応も行いつつ長寿命化を図ることができるよう、国庫補助事業の内容及び上限額の見直しや地方公共団体の財政負担の軽減を図るなど、改築から長寿命化改修への転換が進むような補助メニューの改善を行うことが必要である。

3. 重点化の推進

今後、改善を要する学校施設の整備需要の増加が想定される中、地方公共団体が、真に必要性の高い施設から順次整備することができるよう、国は、施設の劣化度や環境性能、教育内容への適応状況などについて、総合的かつ客観的に評価することのできる指標を開発することが必要である。

また、今後、児童生徒数が更に減少することが予想される中で、既存ストックを適切な規模に見直していくことが必要であり、学習指導要領の改訂や特別支援教育の推進等、学習環境の変化に対応した施設の在り方や、少子化に対応した施設の在り方なども踏まえつつ、必要面積の見直しを行うことも必要である。